

フランス法における局外株主の保護手段

井 上 明

はじめに

フランスにおける局外株主の保護手段

二 一

I 多数派の濫用

1 観念、適用

2 多数派の濫用の効果

(1) 裁判所による臨時取締役の任命

(2) 多数派の濫用に基づく決議の取消可能性

(3) 損害賠償責任

一九六六年七月二十四日法の第二二二八条違反（平等原則違反）

一九六六年七月二十四日法第一一〇一条又は第一四三条の契約がなされた場合

IV 社員間の不和に基づく会社の解散
V 支配会社による従属会社債務の負担、及び従属会社の破産又は和議手続の支配会社への拡張
VI 会社の財産及び信用の濫用

一 はじめに

株式会社は、原則として、所有株式数を基にした多数決原理により支配される。これは、本来、少数派株主も含めた意味での株主全体の繁栄、の為の政策の決定権限を多数派株主に与えるものであり、しかも真に多数の株式を有する者による決定を前提する。⁽¹⁾

ところが、株式の大衆への分数と大衆株主の經營への無関心 (absentéisme) は、一方において、經營者支配、少數持株支配を可能にし、他方において、コントロールの欠如とそれに基づく支配層の絶対化、專制化を生ずる。⁽²⁾ その結果、支配層の意思決定は、非支配株主層の利益を考慮せず自己の利益のみを追い求め、又、放縱に流れる危険が生じ、多数決原理はその本来の機能を失うおそれが生ずる。従って、支配層の專制、墮落より、非支配株主層 (特に一般大衆株主) を保護する必要が生ずる。

そして、原子的会社の時代から分子的会社の時代に移ったといわれる現代においては、國民經濟に重大な影響を有するものは今や単独の存在たる株式会社でなくいわゆる分子的会社集団であるが、この分子的会社集団の中では、支配層の專制より非支配株主層 (局外株主) ⁽³⁾ を保護する必要は一層増大する。即ち、親子会社関係、相互持株制度等により密接に結合された分子的会社集団においては、個々の会社の支配株主層は、会社集団内の他の会社又はその支配株主層であり、それは会社集団全体の中に利害関係を有する為、その利益は必ずしも個々の会社の繁栄とは一致しなくなる。即ち、支配株主層はある会社の株主としては損害を蒙つても会社集団全体の中でそのみがえりを有しうるので、場合によつては一會社を犠牲にして会社集団の他の会社を繁栄させるという政策がとられることが生じやすい。そして、この場合、会社集団全体に利害関係を有する支配株主層は、犠牲とされる会社の株主としては不利益を受けても、会社集団全体の中でみかえりを得ることができるが、会社集団全体に利害関係を有しな

い局外株主は、みかえりを得ることができず、ここに支配株主層と局外株主層の間に不平等が生ずる。従つて、この局外株主の保護手段を講ずることと、即ち、分子的会社集団における支配層の専制により局外株主の蒙った損害を解消し、株主間の平等を回復する手段を講ずることは、現代会社法の一つの課題と思われる。⁽⁴⁾

ところで、この為に会社集団の形成を全く否定してしまうのは非現実的であろう。原子的会社の時代より分子的会社の時代に移ったのにはそれなりの経済的社会的理由があるのであり、その全てが否定さるべきものではないであります。企業集中により、より優越した生産条件、流通条件を確保しうる面もあることが指摘されている。⁽⁵⁾ そこで問題は、局外株主の利益を、会社集団の経済的機能を害さずにいかにして保護すべきかということになる。

ところでこの問題については、西ドイツ株式会社法は、一般会社法の規定の他に、企業結合に関する特別法を有し、それをもって解決を図っている。しかし、このような特別法を有する立法は例外的であり、一般的には、この問題の解決は、一般会社法により行われている。例えば、一九六六年七月二十四日法を中心とするフランスの法規制も、一般会社法の段階にとどまりながら、会社集団に特有の問題の解決をはかつていいといわれる。⁽⁶⁾ そこで一方でフランスにおいて一般会社法がどの程度、前述の問題を解決し得るか、即ち局外株主の利益と分子的会社集団の経済的機能を調和させうるか、を調べ、他方において、西ドイツのような特別法がより良い解決策をもたらしたか否かを調べ、比較検討することは、我国の立法論解釈論にとって有用であると思われる。

本稿は、このような問題意識に立ち、この作業の一過程として、一九六六年七月二十四日法を中心とするフランス法において可能と思われる局外株主の保護手段、の概観を得ようとするものである。(但し、本稿は、会社が会社グループに組入れられ從属会社となつた後も株主が局外株主として從属会社に留り続けることを前提する場合の、局外株主の保護手段に関するものである。局外株主が從属会社より去ることを前提とする場合の局外株主の保護手段については稿を改めたい。又、局外株主の保護手段中、株主の情報に関するものは除いた。これについては、拙

- (+) Dominique SCHMIDT, *Les droits de la minorité dans la Société anonyme*, (*bibliothèque de droit commercial*, SIREY), 1970, no. 18, 66, 68, 89, 99, 100, 179 etc.
- (o) Ibid. no. 18; 河本一郎「現代会社法(昭和1年)」大蔵省。
- (o) 増補「トドケバニシテおけの局外株主の情報」(成城法書第一号、昭和11年11月) 118頁。
- (4) 投資の信頼を高め投資を活性化し、かい、資本構成及び利潤の大衆への分配促進の見地から一般大衆株主の認識は必要である。
- (5) 田代有嗣「親子会社の法律」1項云々。
- (o) Michel BEJOT, *La protection des actionnaires externes dans les groupes de sociétés en France et en Allemagne*, (Bruylants, Bruxelles) 1976, p. 17, 115.

II ハラハラ法における局外株主の保護手段

以下、ハラハラ法における局外株主の保護手段となるべく法律構成、を概観する。

I 多数派の濫用 (l'abus de majorité)

1 観念・適用 支配グループの政策により生ずる從属会社の株主間の不平等は、仮法では、また、多数派の濫用と構成する可能性がある。

仮法においては、多数派の濫用に関する明文がある訳ではなく、多数派の濫用の觀念は判例により徐々に形成されて来たものであり、破駁院は、ほぼ次のよろな見解を示すところである。即ち、多数派株主 (majorité) の決定 (décision) が、会社の利益 (l'intérêt social) を無視し、少數派株主 (minorité) の犠牲のうえで多数派たる一定の株主の利益のみを考慮して行われる場合に、多数派の濫用を生ずる、と。従つて、①多数派株主による自己

の利益の追求及び⁽⁵⁾ 会社の利益の侵害、の二条件の有無が多数派の濫用の存否の判断の基準となる。そして、この場合、会社の利益とは、「具体的時、状況のとおり、全ての株主一人一人が、平等に、会社メカニズムの機能を通して最大の利益を追求し得ること」又は「企業の存続と成長」と解されるのであるから、従属会社の多数派株主を構成する支配会社の政策が従属会社の存立、成長をおびやかし、従属会社の株主が会社メカニズムの機能を通して平等に利益を追求することができなくなる場合は、これを多数派の濫用と構成することが可能となるやうである。

(一) BÉJOT, op. cit., p. 153.

(一) 多数派の濫用の起源

多数派の濫用理論の判例による形成は、所有権 (propriété) によって形成された次いで他の領域に拡張された権利濫用 (abus de droit) の理論⁽⁶⁾ と起源を有するところである。即ち、多数派の濫用は、かつては、権利の濫用と同視され、多数派 (majorité) が会社を支配する権利 (droit de gouverner la société) を濫用して、少数派を害する目的で (en vue de nuire) 決議⁽⁷⁾ すらもあればして、ただしあるね (BÉJOT, op. cit., p. 153)。しかし、多数派の濫用と権利の濫用を同一視するに至り、即ちがふたんに濫用がふたんにあれば (BÉJOT, op. cit., p. 153)、經營行為に関しては、権利濫用の要件の一つやあるだ悪意 (l'intention malveillance) の立証が難しかった為であり、一つには、多数派の有する指揮権 (le droit de diriger) が、個人の権利 (droit individuel) とは異り、特定利益の満足の為のみのではなく、社員全体の利益 (l'intérêt collectif des associés) の満足の為に多数派に与えられたものであつるとの為であるとされる (BÉJOT, op. cit., p. 154)。

(二) HÉMARD, TERRÉ et MABILAT, Sociétés Commerciales, II, 1974, (Dalloz), no. 388; BÉJOT, op. cit., p. 154.

(4) 多数派の濫用は、株主総会の決議と監視が缺けた際の監査委員 (conseil d'administration) の監査による問題いだれられ、ある。したが、多数派の濫用は、議決權の濫用 (abus de droit de vote) または、多数派の指揮権限の濫用 (un usage abusif de pouvoir de direction de la majorité) であるが、あるべき (BÉJOT, op. cit., p. 158)。

(四) 種類別による会社の利益の導出

ルの条件を満たさねば、会社の利益を得られないかの意図 (l'intention de se favoriser) は必要であるが、書意 (l'intention de nuire) もやむを要求するものではない。他方、決議が会社によって不利なあつたことが証明されただとは不十分である (BÉJOT, op. cit., p. 155)°

(五) 会社の利益 intérêt social

ハシヌス成文法では、「社を促進する明文はない」 (BÉJOT, op. cit., p. 155)° との觀念は判例・詳説により發展形

成れねだぬのやう。ルの觀念に関する考え方には、110の流れがあるから、ルの110の流れを SCHMIDT 及る PAILLUSSEAU の説へとルの流れより略述しておる。

ナウム SCHMIDT リヤビダ「次のよどみ詫かれ。会社の目的 (but social) は、資本を用ひて得たやうな出資者の間にその出資の報酬として余盈があるとする (SCHMIDT, op. cit., no. 70)° 換句すれば、全体(团体)の繁栄を通じての各人の繁栄 (l'enrichissement de chacun à travers l'enrichissement de tous (ou groupement ou collectivité)) である (同 no. 49, 81, 82, 84)° 株主は、ルのルの如く、会社メカニズムが機能した結果生ずる利益の分配を得る為に会社に入るのやあるから、類型としての株主 (l'actionnaire-type) は、(会社メカニズムの機能の結果としての) 利益を追求する者」と定義である (同 no. 85)。類型としての株主は、会社に入社する」と記す。個人的主張はやれども、なり固体の繁栄を通しての利益の分配を期待するとのみを許されねりとする (同 no. 85)° 会社の利益 (intérêt social) である。『類型としての株主 (個體)』の利益とほぼ一致する (同 no. 85)° しかし、類型としての株主の利益は抽象的で不変の利益であるに反し、会社の利益とは、ある一定の時、一定の会社状態の時の株主の利益を評価、測定したまる (l'appréciation de l'intérêt de l'actionnaire) を表す。即ち、一定の与えられた状況における株主全員 (masse des actionnaires) の具体的利益である (同 no. 86 p. 61)° セレビ、株主が会社メカニズムを通して追求する利権の差異はなく等 (identité des intérêts des actionnaires) であるから、株主の平等 (l'égalité de tous les actionnaires dans la collectivité) が当然の姿勢である (同 no. 190, 191)° 。

施主 SCHMIDT によれば、会社の利益とは、「ある具体的時、状況における、会社メカニズムを通しての利益追求者としての株主の全員の利益 (株主の平等を前提する)」であるといふ。換言すれば、「具体的時・状況の中、全ての株主一人一人が平等に、会社メカニズムの機能を通して最大の利益を追求する」であることになる。

(回)「距離を持つ SCHMIDT ゼ、会社の利益 (intérêt social) が、もへやド株主の利益や、もへや、もへや、もへやの利益などある」(註脚) 団体の利益 (intérêt collectif や、intérêt de la collectivité des associés) の濫用 (回 no. 71)。ナント、この会社利益に反する多数派の政策決定を多数派の濫用 (abus de majorité) とする (回 no. 186, 191 等)。(回)経営政策は多数派株主の専決事項だから、多数派の濫用とは総同株主平等を害するに爆着する。n° 190~203)

しかし現代の経済の発展は、会社の利益をより多くに株主の利益とともに凝らすを投げかけた。会社が巨大化し経営が複雑化し周囲への影響が増大するに伴い、「企業」(entreprise) の観念が生じ、それに伴い会社の利益というよりもはるかに大きな観念が主張されるようになった (BÉJOT, op. cit., p. 156)。PAILLUSSEAU ゼ、会社の利益より新しい観念を主張する一人である。エテ PAILLUSSEAU の論へより引用を略す。

PAILLUSSEAU ゼ、企業 (l'entreprise) ゼ、会社田的 (objet social) を実現するため、即ち生産・加工・販売・サービス提供等の経済的機能を確保する為、即結合された物的・人的手段の会社である。この会社は階層機構の意思決定の中枢を有する生きた有機体 (organisme vivant) を形成している。アントワネット (Jean PAILLUSSEAU, La Société anonyme (Technique d'organisation de l'entreprise) bibliothéque de droit commercial tome 18), Sirey 1967, p. 198)。(又) 企業は経済的実体 une réalité économique ゼ、会社 la société ゼ、企業の法的組織 l'organisation juridique ゼ、もへや、もへや (回 p. 197)。即ち会社の中央 出資者の利益、労働提供者の利益、知識提供者の利益、顧客の利益、国家の利益、消費者の利益、その他の諸々の利益が集まつて (convergent) ゼ、(回 p. 198)。即ち、出資者、労働提供者、知識提供者、その他の者が、配当、賃金などの他諸々の利益を田的として企業と関係するようになる (回 p. 200)。エテ PAILLUSSEAU ゼ、会社の利益 (l'intérêt social) ゼ、「企業内に集中するこれらの諸々の利益の合計 (la résultante)」(回 p. 200)。この、この合計の諸利益の合計 (somme) ではなく、それは本質的には「経済有機体 (=企業) の存続と成長 (la vie et la croissance de l'organisme économique)」であると言えね (回 p. 200)。エテ、経営機関の存在理由は、この絏済有機体の生存を確保するにあらね、この機関のみ経営機関は権限を有するのである、従つて、その権限は会社利益に従つて行使されねばならぬ、もへや (回 p. 200)。(PAILLUSSEAU ゼ、会社の利益 intérêt social と企業の利益 intérêt de l'entreprise が同じの意味である (回 p. 200 特に最後のペラグラフ参照)。だが、この二つの見解が並んで示され、トネオフ事件

affaire Fruehauf, la Cour de Paris, 22 mai 1965 がおる。その概要は、本稿1-1-2(3)注(2)参照。この
事件は、PAILLUSSEAU ザー 株主の利益をため SCHMIDT のために対立する。

2 多数派の濫用の効果

(1) 裁判所による臨時取締役の任命

裁判所による臨時取締役 (administrateur provisoire) の任命は、当初は、指揮機関の欠除又は指揮機関の職務遂行不能 (例えば、取締役会が二つの対抗グループを代表する二つの同等の勢力に分かれてしまつてゐる場合等)の結果、会社のノーマルな經營が妨げられてゐる場合に限られており、又、臨時取締役の職務は株主総会招集や保存行為 (des actes conservatoires) に限定されてゐたといわれる。⁽¹⁾

しかし、フランスの近時の判例は、会社經營の決定が会社の利益 (intérêt social) に導かれずに、多数派の個人的利益又は多数派を介して当該会社を支配する他の会社の利益の為に行われた場合に、その決定が実行されるのを防ぐ為に裁判所が株主等の請求に基き臨時取締役の任命をなし得ることを認めてゐる。例えば、その代表的なもの一つであるフルオット事件 (affaire Fruehauf)⁽²⁾ では、臨時決議が会社の利益に全く関係ない理由で行われ、会社を危機におちこむやうな虞れがあった場合に、臨時取締役の裁判所による任命を求め容れられた。もろに革新的な判決は、会社の利益に反する決定が現実になされなくとも、そのような決定がなされる虞れがある場合にも、臨時取締役の裁判所による任命が許されるとしている。⁽³⁾

この制度は、一方では予防的保護手段という意味で、事後の治療手段たる、多数派の濫用に基づく決議の取消 (annulation) よりもはるかに適切なものであるといわれる。⁽⁴⁾ しかし、他方において、臨時取締役の職務の臨時的性格及びそのとくべき手段の保存行為的性質は、少数派ないし局外株主の代表の役割とは両立せず、單にいくつかの危機の場合の解決を提供するにすぎず、少数派ないし局外株主の代表機関とはなり得ないともいわれる。⁽⁵⁾

(→) BÉJOT, op. cit., p. 184~185; JUGLART et IPPOLITO, Droit Commercial, 2^e Vol. 1975, (Editions Mont-chrestien), p. 692~693; RIPERT et ROBLOT, Traité élémentaire de Droit Commercial, ★, 1974, (L. G. D. J.), no. 1205.

(a) René RODIÈRE, Droit Commercial (groupements commerciaux), Précis Dalloz, 1977, no. 42; JUGLART et IPPOLITO, op. cit., p. 692~693; BÉJOT, op. cit., p. 185.

(b) ハスホーベ事件 (Affaire Fruehauf, la Cour de Paris, 22 mai 1965) の概要は次の通りである。

ハルオーベ会社 (La Société Fruehauf-France) が、一九六四年十一月、自動車会社「ベリエ (Berliet)」との間に、貨物自動車の曳き繩 (remorque) の多量の取引を行った。この取引は全ての点でハルオーベ会社の本社目的にかなっており、会社資本の11分の11を占有するトマカウス社の株主グループを代表し取締役会の11分の11を占めるアメリカ人取締役は、この取引の締結に全く反対しなかった。しかし一年後、アメリカ政府の圧力のため (最も) ハスホーベ会社よりもハルリヒ会社に曳き繩が引渡されると曳き繩はハルリヒ会社より中国 la République populaire de Chine へ引渡されたと決定されたことが判明したので、アメリカ政府はその政策がふたて望ましくないとして、ハスホーベ会社のアメリカ人取締役に対し、「ハルリヒ会社への履行を一時見合せるよう命じた為」、アメリカ人取締役達は、この取引を履行しないことを決定し、その旨をフランス人取締役達に対し通知した。ハルリヒ会社は取引を失効せしめんことを拒んだので、この取引の不履行はハルオーベ会社にとり破局的になる筈であった。ところは、莫大な利益を失うだけでなく、ハルリヒ会社に生ずる損害の賠償責任を負うことになるからである。やがて、このふたて財政の困難は必ずハルオーベ会社の滅亡と、従業員の解雇をもたらすことが予想された。そこで社長を含む三人のフランス人取締役は辞職をしたが、直ちに他の者が代りに任命され、会社のヘーメル機能は確保された。しかしながら辞職したフランス人取締役達は、アメリカ人取締役達と相手にコルベールの商事裁判所 (Tribunal de commerce de Corbeil) を訴え、〈会社を積極的消極的 (activement et passivement) 経営〉 特に、現在請求される債務を履行 (exécuter les commandes en cours) やる職務を有する〉 臨時取締役の任命を求め、寄せられた。これに対しアメリカ人取締役達は控訴し、同法官 (magistrat) が、株主及び取締役の多数派に少数派の見解を押しつけねえ株式会社の経営に介入やしないべきだなどと主張して、臨時取締役を任命した原審の破棄を求めた。パリ控訴院は、この控訴を棄却し、臨時取締役を任命した原審を確認したが、その理由を大略次の如く述べられる。

即ち、原則として裁判所は、臨時取締役 (un mandataire de justice) を任命して会社の経営機関に代わることとされる。が、例えば①会社の正常な機能が確保されない場合、②会社が崩壊に瀕している場合、又は③社員間の不和の為に会社經營が明らかに妨げられている場合、等の例外の場合には、裁判所の任命する臨時取締役が会社の經營機関に代理する。本件においては、(現行の会社經營機関のものでは)、「ブルリトとの契約を履行しない結果生ずる事態は、フルオフ会社の財政上の平衡と無形の信用 (le credit moral) を決定的に破壊し、会社の消滅と六百人以上の従業員の解雇をひき起す性質のものであったのであるから、臨時取締役 (un administrateur provisoire) の任命にあたっては裁判官は特定株主 (仮令それが多数派株主であるトモ) の個人的利益よりも会社の利益 (intérêts sociaux) を優先せねばならないことを考えるべき。本件では臨時取締役の任命は正当である」と。そして評議者の Raphaël CONTIN によれば、本件の根拠 (判決理由) は、明示はされてもないが、多数派の取締役による会社財産の占有による支配の濫用 (un abus de contrôle, c'est à dire de domination du patrimoine social commis par les administrateur majoritaire) 位置づけで、これが企業の運営に重大な害を及ぼす。又、CONTIN は、会社の利益 (intérêt social) に反する行為と從来からの定義によると、本判決なりの会社の利益の觀念を特徴の株主 (仮令、多数派ドームトモ) の個人的利益と明確に区別しない、「会社 (l'entreprise) の運営へ回想して、もう一度」 (Recueil Dalloz, 1968, jurisprudence 147 ページ; JUGLART et IPPOLITO, op. cit., p.693; PAILLUSSEAU, op. cit., p.199)

(4) BÉJOT, op. cit., p.185 (5) 以上 (6) 以上 (7) 以上

(5) RIPERT et ROBLOT, op. cit., no. 1265; BÉJOT, op. cit., p.185.

(6) BÉJOT, op. cit., p.186.

(2) 多数派の濫用に基づく決議取消可能性 (nullité)

フランスでは、多数派の濫用は、臨時取締役の選任の他に、多数派の濫用に基づく株主総会もしくは取締役会決議 (décision) の取消可證 (nullité) が生ずる。即ち、決議の存続により利益を蒙られる恐れのある株主は全て取消訴訟 (l'action en nullité) による株主総会もしくは取締役会の決議を廻及的に失効せしむるが如也。

JRの解決策は、株主総会又は取締役会が会社の利益に反する決議をなしたときに株主の有力な保護手段を提供するとは確かである。⁽⁶⁾しかし、株主総会又は取締役会の決議が既に実行された場合には、決議を失効させるとは第三者の権利と衝突するに至る点で、臨時取締役の選任より劣るといわれる。又、株主は、訴訟の成功においては間接的かつ部分的にしか利益を得ないのにかかるか、訴訟の全ての危険を負わねばならない点に、株主の保護としての限界があると言ふべきである。⁽⁸⁾

(一) RIRERT et ROBLOT, op. cit., no. 1221, 1230, 1295; SCHMIDT, op. cit., no. 241~246; HÉMARD, TERRÉ et MABILAT, II, op. cit., no. 389.

(2) 根拠条文

JRの根拠条文は、⁽⁹⁾本説は一致している。RIPERT & HÉMARD 著者、art. 360 de la loi du 24 juillet 1966 が根拠条文となる (RIPERT et ROBLOT, op. cit., no. 1221, 1295; HÉMARD, TERRÉ et MABILAT, op. cit., no. 389); SCHMIDT は、⁽¹⁰⁾誤解を防ぐべく、SCHMIDT 著者、art. 360 de la loi du 24 juillet 1966 が規定される nullité が会社意思の形成過程における悪意 (vice) が該当する場合 (abus) の制裁 (効果) として nullité が濫用の扇動者 (instigateur de l'abus) の民事責任 (responsabilité civil) が規定されている。根拠条文を明示して置く。

(3) 決議取消可能性の理論的根拠

決議の取消可能性 (nullité) の理論的根拠は、SCHMIDT の説明によれば、一方において、各株主は、他の株主と結合するによって、自分を命めた団体の繁栄 (enrichissement collectif) の結果として、(利益) を得ようとする (これが会社の目的である)。他方において、与えられた具体的な状況の中で、前記目的 (= 団体の繁栄を通じての各株主の繁栄) を達成する為の最善の方策は何かを判断表明する (apprécié) 権限が、多数派に与えられてくる。ところで、多数派のこの権限は、最善の方策は何かを判断表明する権限とすべきだというだけではなく、その判断表明が少数派を拘束する力を有する訳ではない。多数派の判断表明が少数派に対する拘束力 (effet obligatoire) を有する為には、少数派の同意 (adhesion) が必要である。即ち、多数派の方策の判断表明が、団体の繁

業を通じての各株主の繁栄の為の一つの方策の表明であると判断されるが故に、少数派は（他の方策の方がより経済的であると考えた場合）この多数派の判断表明した方策によって利益の分配にあずからざる事ある。この「利益追求の為には多数派の決定した方策に従ふとする意旨」の表明、即ち、多数派の方策の判断の同意（adhesion）が、多数派の判断表明に拘束力を与える根拠となる（SCHMIDT, op. cit., no. 176～181, 特に 179）。(や)この同意は、審議の時に行われる（図 no. 180）。しかし、この同意は、多数派のより政策が少数派の利益をも平等に満たすと考えられの場合にかかる事のみならず（図 no. 180）、少数派の利権を無視し、少数派の適用しない決議がなされる場合にばく、株主間の利益共同体（la communauté d'intérêt entre les associés）は破壊され、会社は少数派の犠牲のうえで運営されるにとどまり、少数派はやはり多数派の指揮に従ふ利益はなくなる為、同意を拒否するに至る。これが拘束力の根拠たる同意（adhesion）がなくないたゞ、多数派の決定は賛成者以外を拘束やあだへだる（図 no. 244）。

(4) nullité

nullité は通常法律行為（acte juridique）として説明されるが、法律行為の nullité の理論は株主総会決議及び取締役会決議の nullité の問題の発生の際によく取り扱われる。

1 nullité の定義

nullité は法律行為の上で説かれるべき事だ。法律行為が形成過程における法の要求する種々の有効条件（conditions de validité）を満たさぬ場合に法律行為を罰する事（sanction）であるわれる（Henri et Léon MAZEAUD, Jean MAZEAUD et Michel de JUGLART, Leçons de droit civil, tome premier, 1972 (Editions Montchrestien), no. 348; Alex WEILL, Droit Civil, introduction générale, 1973 (Précis Dalloz) no. 392, 393; Jean CARBONNIER, Droit Civil, 1—Introduction et Personnes, 1974 (Press Universitaires de France) p. 192）。ここでいうの制裁の内容は、次の如くに説かれる。即ち、nullité をする裁判官（jugé, juge, jugement）による宣知（déclarer, prononcer）された事だ。⁴⁴ 但し、このたゞ限て、法律行為は有效である。nullité が適用されると、法律行為は相反的に消滅する。そして行為は全く存在しなかったと同じことになる。⁴⁵ nullité は、続けられても absolute と relative の二種あるが、上記の nullité の効果は、後者である。裁判は審議せば、何回も何れ（Gabriel MARTY et Pierre RAYNAUD, Droit Civil tome I. Introduction général à l'étude du droit, 1972 (Sirey), no. 159; MAZEAUD, MAZEAUD et JUGLART, op. cit., no. 351, 348; WEILL, op.

cit., no. 393; CARBONIER, op. cit., p. 194)°

2) nullité absolute と nullité relative の区別

nullité とは總務 (absolute) と相対的 (relative) の区別があつて、これが次の如く説かれてゐる。即ち、nullité relative はだつて、1報の賃貸や承諾など (une ou plusieurs personnes déterminées) を保護する目的で提出のない、ある有効条件を欠く場合の nullité である。要するに、誤謬 (erreur) が據りて行為や未成年者の行為の nullité の場合など、錯誤者や未成年者のみを保護する場合や、他の場合の nullité relative である。これが次に、nullité absolute はだつて、一般の利益 (intérêts généraux, la société tout entière) を保護する目的で提出された有効条件、或は、行為の nullité を指す。要するに、公法 (ordre public) が反する誤謬 (誤りの起因等) に対する nullité である (WEILL, op. cit., p. 330; MAZEAUD, MAZEAUD et JUGLART, op. cit., no. 350; MARTY et RAYNAUD, op. cit., no. 158; CARBONIER, op. cit., p. 193)°

前述の如く nullité の意味は、二つある nullité relative と nullité absolute とは差異はないが、両者は次の点で区別される。

1) nullité の範囲を裁判所に求める権利の有無
　(1) nullité は訴訟を裁判所に求める権利の有無である。即ち、行為が有効といわれても、該行為が危険にさらされていると判断された場合は訴訟の権利がある。nullité relative の場合だ。(MAZEAUD, MAZEAUD et JUGLART, op. cit., no. 352; WEILL, op. cit., p. 330; MARTY et RAYNAUD, op. cit., p. 287)°

2) nullité の確認 (confirmation)

1報の訴の利権 (私権 intérêt privé) の保護のための nullité relative の場合だ。即ち、1報の訴が認められず、その保護を必要としたいた時には行為の確認 (confirmer) が行われる。確認だ。nullité を廻及的 (廻渉的) に廻渉せよ、行為は最初から完全に有効であったとするが (但し、例外として、第三者的権利を割り当てる場合はやむを得ない)。これが又、nullité absolute の場合だ。公法が反する行為に効力を与えず、詐欺はあらざること。又、全ての利害関係人が nullité を認めた場合のみ、1報の訴の確認が認められる。他の訴の権利を除外するべきであるからである (WEILL, op. cit., p. 330~331; MAZEAUD, MAZEAUD et JUGLART, op. cit., no. 353;

MARTY et RAYNAUD, op. cit., p. 288 b))°

○ 訴權 (action) ○ 既効消滅

nullité relative の論の提起可能期間が、原則として五年である (art. 1304 du Code civil)。この期間の起算点が原論 (レポート) に該当するか否かの問題である。これが既効消滅 (nullité absolute) の論の提起可能期間は、三十年である (art. 2262). C. civ.; MAZEAUD, MAZEAUD et JUGLART, op. cit., no. 354; MARTY et RAYNAUD, op. cit., p. 288; WEILL, op. cit., p. 331 note 2)。但し、既効消滅する訴權 (action) の場合も、抗弁 (exception) が既効消滅はない。承認する。取消可能な行為 ('acte nul') が廻にされたら勝手にその履行を求める訴論 (レポート)、 nullité を抗弁として當て抗張へ得る (MAZEAUD, MAZEAUD et JUGLART, op. cit., no. 355; MARTY et RAYNAUD, op. cit., p. 288 (c) WEILL, op. cit., p. 331)。

(4) nullité の取扱いの取消可能性

nullité が裁判によって宣告された場合、行為が確定的で、はじめて存在せず、効力がなかったことになるとすれば疑ひなし。しかし、この裁判の宣告がたしかない場合の行為の効力がどうなるかについては、必ずしも明確ではない。(要するに、前掲の MARTY et RAYNAUD によれば、nullité relative の場合は、訴訟にならなければ、行為は完全な効力 (plain effet) が生ずる。) (no. 159)。又、神戸大学外国法研究会編・現代外国法典叢書・私民法Ⅳ・財産取得法 (有體権) 一九五六年) では、「無効……債務は、債務の不成立と異なり、無効……の判決ある時は法上有効に存在して居る」やある。……レポート (11回用意)。この場合、無効の nullité の上をお指してある。 (11回五頁、11回六頁参照)。しかし、前掲の MAZEAUD, MAZEAUD et JUGLART では、裁判がなされたる所では行為は有効と présumer されるとある (no. 351)。又、前掲の CARBONIER では、nullité absolute 以下の裁判がなされたる所では、「一時的に信頼を信頼せねばならない」 (Confiance doit être provisoirement accordée à l'acte) としてある (p. 193)。この意味からいふのが必ずしも明確ではないうが、行為は法律上無効ではあるが裁判がなされたる所では有効と推定される。この意味から解し得られただへん。又、かつて行われた nullité en plein droit (裁判前無効) と les annulations judiciaire (裁判による取消) の区別は、該論 (レポート) の該論がなされたる所では MARTY et RAYNAUD, op. cit., no. 158; MAZEAUD, MAZEAUD et JUGLART, op. cit., no. 351; たゞ Alex WEILL, DROIT CIVIL, Les Obligation, DALLOZ, 1971, no. 301 参照) が、ルルムの裁判以前の有効無効は決定する必要がだく。

仮法上¹⁾、裁判前の行為の有効無効については決定されてないと考えられるべきだ。

しかし、本稿では、一応、裁判のなれる前は行為は有効であると明言して、前掲の MARTY et RAYNAUD (no. 159) 等に従ひて nullité の瑕疵を有する行為は、裁判前は「一応有効であるが nullité を論じて裁判に訴及的に消滅・失効する」と解した (注(4))。

ところである行為が、一応有効であるがその行為の効力を消滅させようとする一定の行為（意思表示とか裁判）がなされるときと過及的・失効するという場合、我が國法の法典上及び講義上の用語として『取消』の語が用いられる（例えば、法律行為に関する民法典百二十九条～百二十六条の用語及び、我妻栄・民法講義I（朝波書店）[三八七]、[三九五]の説明、株主総会決議取消訴訟に関する商法第二百四十七条～二百五十条の用語及び、田中誠一・会社法（千葉書房、昭和五十二年）百六十一頁～百六十三頁の説明等参照）。従ひて、本稿でも、nullité の瑕疵のある行為が、瑕疵による nullité の真偽のたれぬまでは一応有効であるが、nullité を真偽のたれぬまじめて失効するという性質に着眼して、nullité を取消可能か、action en nullité や取消訴訟（撲滅）、annulation や取消、acte nul を取消しうべき行為と詰められた。

(5) 決議取消訴訟 (l'action en nullité) の性質

仮判例は、法律行為の nullité と闇かね nullité absolue と nullité relative の区別を株主総会決議の取消訴訟にも適用して、るべく述べて (RIPERT et ROBLOT, op. cit., no. 1222)。即ち、株主総会の決議の nullité が特定の株主の固有の利益 (intérêt propre à un actionnaire déterminé) の保護の為の規定の効果やものの場合 (言えば無能力とか合意の瑕疵の場合) は、nullité relative であり、取消訴訟は利害関係のある株主のみがなし得るとされる (ibid)。これに対し、やがてなほ場合は、nullité が公序 (ordre public) の為であら、nullité absolue である。取消訴訟は決議に賛成した株主の命令で全ての株主が提起するべきが、どうあるべきである (ibid)。

従つて、多数派の濫用 (abus de majorité) による nullité は、会社の利益 (intérêt social) を護る為で特定の株主の利益を護る為のものではない、との分類に行けば、後者、最も、nullité absolue である。

又、株主のこの訴権 (le droit d'agir en nullité) は、多数決 (la décision de majorité) によってもなほ、株主の画有権 (un droit propre de l'actionnaire) によればよい (RIPERT et ROBLOT, op. cit., no. 1222, 1231)。
取締役会の決議の nullité は、それが一般的性質の瑕疵 (un vice de portée générale) の制裁である場合

には、取消訴訟は会社指揮者 (dirigeants) のみなむす、株主のないもの提起されるべきものだ(RIPERT et ROBLOT, op. cit., no. 1295)。従って、株主は多数派の滥用による nullité を根拠に取締役会の決議の取消訴訟を提起できる可能性がある。

株主総会及び取締役会の nullité の瑕疵は、却て (couvrir, réparer) するべき可憲性が認め (RIPERT et ROBLOT, op. cit., no. 1222, 1295, 756; JUGLART et IPPOLITO, op. cit., p. 804 (d); art. 362 et 363 de la loi no. 66-537 du 24 juillet 1966)。但し、取消訴訟の問題は、(RIPERT et ROBLOT, op. cit., no. 1222, 1295)。

(e) SCHMIDT, op. cit., no. 243; BÉJOT, op. cit., p. 187.

(f) SCHMIDT, op. cit., no. 246; BÉJOT, op. cit., p. 187.

(g) BÉJOT, op. cit., p. 187.

(3) 損害賠償責任

多数派の濫用の第三の効果として、損害賠償責任を生ずる可能性がある。即ち、⁽¹⁾民法一八五〇条は、各社員(associé)はその過失行為(faute)により会社に生ぜしめた損害につき会社に対し責任を負う旨を、規定しているが、SCHMIDは、この規定を根拠として、多数派の濫用となる決議の扇動者(instigateur)たる株主が会社に対し会社に生じた損害を賠償する責任を負う、とする構成の可能性があるとしている。⁽²⁾この場合、損害賠償の請求は会社の名でなされる。⁽³⁾そして、扇動者としては、西ドイツの一九六五年九月六日法⁽⁴⁾一四三条に示唆されて、自己の議決権(droit de vote)を用いて自己又は第三者の為に特別の利益を会社又は他の株主の犠牲のもとに得ようとした株主は、この目的を達する決議がなされることを条件に扇動者となる、と考えているようである。⁽⁵⁾従つて、従属会社の支配が株式保有による場合には、支配会社を扇動者たる株主ととらえて損害賠償をさせ得る可能性があろう。

(→) ル・エマールの記述によれば、彼は「レーヴー」、HÉMARD 等と並んで、Reed. 3 juin 1924, J. Soc. 1925, 14, せんじ 1 つに描かれてゐる (HÉMARD, TERRE et MABILAT II, op. cit., no. 389)。

(n) art. 1850 du code civil.

(m) SCHMIDT, op. cit., no. 251.

(4) 一九六六年七月二四日法第二四四条、二四九条の適用の可能性

一九六六年七月二十四日法第二四四条及び二四九条は、会社指揮者dirigeants(=administrateur又はles membres

該等の違法行為（des fautes commis dans leur gestion）の発生により、監査報告書の質の責を負う場合（法規違反（infraction aux dispositions législatives ou réglementaires）又は定款違反の場合 de directoire）。

égalité (art. 244, 249 de la loi no. 66-537 du 24 juillet 1966; RIPERT et ROBLOT, op. cit., no.

1369, JUGGLART et IPPOLITO, op. cit., no. 729, HÉMARD, TERRÉ et MABILAT, II, op. cit., no. 1159°).

この会社指揮者には、事実上の（dirigeants de fait）例えば、自らの事実上の権威に基づいて（de leur pouvoir）

法律上の会社指揮者に代つて会社を運営し、又は、経営に口出しするものも含まれるとされる (HE-
propre chef)。

MARD, TERRE et MABLA I, op. cit., no. 1178). 従つて、支配会社が從属会社において、法律上又は事實

上の会社指揮者として多數派の選用となるよう決議の原頭を行った場合、それを本家の経営の懈怠と構成して公算を取る場合、支配会社が法律上又は事実上の会社指揮者として会社財産及び信用を濫用する場

合、即ち同法四三七条⁸⁹違反の場合、及び同法三八三条⁹⁰の平等原則違反の行為をした場合に、本条にいわゆる法規

違反と構成する余地があろうと思われる。)。

(15) SCHMIDT, op. cit., no. 251.

(6) SCHMIDT, op. cit., no. 250.

II
一九六六年七月二十四日法の二二八条違反（平等原則違反）

一九六六年七月二十四日法第二二八条三項は、『監査役は株主間の平等が尊重された』ことを確かめる(s'assurent)』

と規定して、株主平等の原則を明白に認めたとされる。

ところで同法三六〇条二項は、《……行為又は決議の取消可能性(nullité)は、本法の强行規定(disposition impérative)である。》とある。

(impérative) 又は、契約を律する強行規定の違反の場合に限つて生ずる」と規定している。そこで、前記の一三一八

条の平等原則は三〇条二項による強行規定なのか否かが問題にな。⁴⁾ 二二八条の平等原則を三〇条第一項の强行規定と解かないのがやむを得ない。同外株主にとり有力な武器を提供するにあつたからである。しかる点に関する判例があつたのである。

(一) art. 228 al. 3 de la loi du 24 juillet 1966.

(二) BÉJOT, op. cit., p. 160.

(三) art. 360 al. 2 de la loi du 24 juillet 1966.

(四) BÉJOT 第二二八条の平等原則を第三〇条の强行規定の意味で解かないがやむを得ない。全ての平等違反に反する。最高裁判 (sanction générale) を認めたといふが、会社の利益 (intérêt social) が害されたら否かを要する。多数派が大半だれば、それが理 (BÉJOT, op. cit., p. 161)。しかし、SCHMIDT によれば、多数派の濫用 (abus de majorité) が株主間の不平等 (la rupture de l'égalité entre actionnaires) に起因するといふのが、よくある (SCHMIDT, op. cit., no. 204)。この問題は従来通り多数派の濫用理論を用いて扱われ、それが主張はならぬやせなことを認められる。

(五) フランス、Dion の判決が、一九七一年二月二十一日法第30条 (arrêt du 26 février 1971)……判例集には掲載されている。inédit といふべき。BÉJOT, op. cit., p. 160, note (26) によると、次の如きが判決の意味だ。二二八条の平等原則を三〇条二項の强行規定と解したものねども (BÉJOT, op. cit., p. 160)。即ち、「株主総会の決議が、会社の利益を全く考慮せずに、一株主又は多數派の株主グループの利益のみを目的としてなされた場合には、取消される。」本件はこのようした場合であるから、一九六六年七月二十一日法の三〇条第二項で規定している意味だ。一九六六年七月二十一日法の強行規定及び契約を律する強行規定違反として、本件の総会決議の取消 (annulation) を宣する。 (ibid. みると、) 二二八条の解釈をやむを得ないことは疑問がない。誤ではない。

しかし、破産院は、一九七一年五月二十九日の判決 (arrêt du 29 mai 1972) によつて、決議取消を宣した前記判決に対する上告を棄却した際、三〇条二項で闇かねば、ハシメテの判決の誤解を踏襲してはならない。即ち、ハシメテの控訴院の判決を肯定するのである。会社利益 (intérêt social) を全く考慮しない総会決議であつたといふを主たる根拠にしていたのである。一九六六年七月二十一日法第二二八条及び第三〇条によつては言及しておらず (Cass. com,

III

一九六六年七月一日法第101条又は1回目⁽¹⁾の契約がなされた場合

1° 会社への取締役の一人 (l'un de ses administrateurs ou directeurs généraux 又は l'un des membres du directoire ou du conseil de surveillance) ハの間に契約がなされた場合⁽¹⁾、⁽²⁾会社との間に、取締役の一人が間接的に関係人 (est indirectement intéressé) 契約がなされた場合⁽³⁾、⁽⁴⁾会社との間に、その取締役の一人が名義貸与人 (personne interposée) を通じて契約を締結した場合⁽⁵⁾及び⁽⁶⁾会社と、その取締役の一人が取締役等として関与する他企業との間に契約がなされた場合⁽⁷⁾にせよ、仮法上、次のよのな効果が生ずる。

1° まやんれいの契約は取締役会の事前の承認 (autorisation) を得なければならぬが、これが得なかつた場合には、その契約の結果会社に損害が生じた時にな、⁽⁸⁾その契約は取消し得る (peuvent être annulées)⁽⁹⁾。セントルの場合⁽¹⁰⁾、全ての株主は取消訴訟 (l'action en nullité) を行う権利がある。しかし取消訴訟は契約締結時より11年で時効にかかり又、株主総会決議により取消可能性の瑕疵は治癒され⁽¹¹⁾ (La nullité peut être couverte)。

2° 取締役会の事前の承認を得た契約の場合には、次に株主総会の同意 (approbation) を得なければならぬが、⁽¹²⁾この同意を得られなかつた場合には、関係取締役は会社に生じた損害を賠償せねばならない。しかるハの場合であらかじめ、第三者的の関係では、契約は原則として効力を有する。

従つて、支配会社が従属会社の取締役である場合や支配会社が自己の取締役等を従属会社の取締役として送り込んでいる場合に、従属会社と支配会社もしくは兄弟会社との間の契約により従属会社に損害が生じ、従属会社の株主に不平等を生じたというような場合には、本条を適用し得る可能性がある。しかし、従属会社の局外株主は、取締役会の事前の承認、株主総会の取消可能性の瑕疵の治癒決議、同意決議に対抗し得るチャンスは非常に少いであらかじめ、ハの規定は局外株主の保護規定としては限界があらう。

(一) 括弧内は convention と書いたが、日本では contrat と訳される事が多い。René RODIÈRE, op. cit., no. 202; Alex WEILL, DROIT CIVIL, Les Obligation, 1971, Dalloz, no. 23; そして RIPERT et ROBLAT, op. cit., p. 753. シャンペニエ及ぼす no. 1280 のシャンペニエ判決。

(2) art. 101 de la loi no. 66—537 du 24 juillet 1966 によれば、解散 art. 143 によると。

(3) 解散 art. 101, 143.

(4) 解散 art. 105 al. 1, art. 147 al. 1.

(5) RIPERT et ROBLAT, op. cit., no. 1281; HÉMARD, TERRÉ et MABILAT, I, op. cit., p. 905.

(6) art. 105. al. 2, art. 147. al. 2 de la loi du 24 juillet 1966.

(7) 解散 art. 105 al. 3, art. 147 al. 3.

(8) 解散 art. 103 al. 2, art. 145 al. 2.

(9) 解散 art. 104 al. 2, art. 146 al. 2.

(10) 解散 art. 104 al. 1, art. 146 al. 1.

(11) BEJOT, op. cit., p. 161～p. 162.

IV 社員間の不和 mésintelligence による解散 dissolution

仏民法典一八七一条は、「社員が正当な理由 (juste motifs)」に基づく会社の解散を請求し得る場合を定めし。判例は「会社の機能をまひれや」、会社の継続を不可能にやむを得ない重大な社員間の不和 (grave mésintelligence) が、解散の正当な理由となると考えてよい。^(一)

従って、支配株主グループと局外株主グループとのような不和が生ずる場合には、この構成を利用する可能性があらわ。しかし、会社機能をまひれやるような重大なる不和とは対抗勢力が完全に均衡しているまれな場合を前提とする。又株主はこのよろな請求をやむのを一般に好まないから、局外株主の保護手段としてはまれにしか役立たないふやの意見もある。^(二) たぶん、会社機能をまひれやる所の重大な不和として、対抗勢力が完全に均衡して

ふる場合の他に、やうやくだらしの指揮グループが一貫して不当な経営に固執し続ける場合を含める考え方もあり、これは多数派の存在を前提とするものであるがむしろのべた事態が従属会社において生ずる以上はそれほどまれな場合であるとも考へられず、このよほな考えにだいぶ構成の利用価値も局外株主によりある程度は存するとも考へられる。しかしその場合でも、このよほな状態を証明する為には少数派は損害賠償訴訟をくり返し行わねばならず、時間と費用がかねむるに違たまへんと言ふべき。

- (1) SCHMIDT, op. cit., no. 252; RIPERT et ROBLOT, op. cit., no. 1601; JUGLART et IPPOLITO, op. cit., no. 488; BÉJOT, op. cit., p. 188.
- (2) BÉJOT, op. cit., p. 188.
- (3) SCHMIDT, op. cit., no. 252.
- (4) 参照 no. 252.

V 支配会社による従属会社債務の負担、及び、従属会社の破産 (liquidation des bien) 及び和議手続 (règlement judiciaire) の支配会社への拡張

1 従属会社債務の負担

一九六七年七月十三日法九十九条⁽¹⁾によれば、次のとくな趣旨が規定された。

法人の和議手続 (règlement judiciaire) 又は破産 (la liquidation des bien) における債務超過 (insuffisance dactif) が判明したときは、裁判所 (tribunal) は会社債務の全部又は一部を会社の指揮者 (dirigeants sociaux) 又は負担せらるべきに由来する（⁽²⁾）会社指揮者が免責される為には、当該会社の経営に必要な活動と均衡 (l'activité et diligence) を用ひたりへども、証明せねばならぬ⁽³⁾。

この場合、会社指揮者は、法律上の⁽⁴⁾ことから⁽⁵⁾、事實上の⁽⁶⁾（dirigent de fait）であつて、これが取締

役として知り出るやうに事實上、法律上の機關を操る者が令され、又会社指揮者は自然人じかめいや法人であつての
あくまでもやむを得ない、支配会社も、法律上もしくは事實上の会社指揮者として從属会社の債務にいたる責任を追
求され得ることとなる。⁽⁶⁾ 又、会社指揮者が免責される為には自己が經營に関する必要な活動と注意を用いたるか
説明せねばならぬこととする。この制度の効率化に役立つ。

(1) art. 99 de la loi no. 67-563 du 13 juillet 1967.

(2) 破産 (liquidation des biens) 及び和議手続 (règlement judiciaire)

されば、個人商人又は（商人、非商人を問はず全ての）私法上の法人⁽⁷⁾やある債務者が支払停止 (cessation de paiement)⁽⁸⁾ の状態にあるべき、債権者もしくは債務者自身の請求又は裁判所の職權に基づいて、裁判所の宣判による開始
か（Georges RIPERT et René ROBLOT, Traité élémentaire de Droit commercial, ★★ (Tome II) (L.
G.D.J., 1973, no. 2831, 2832, p. 579, § 2. 24-), 特に no. 2845, no. 2860）。支払停止やある時は、債務の支払が
され、かの債務者が債務の支払が不可能な経営悪化状態 (une situation désespérée) にあるときは証明が必要である。
たゞ、必ずしも債務超過の状態にある必要はない（同 no. 2851）。上記条件が満たされるとともに裁判所 (tribunal de commerce) は原則に經濟的考慮に基いて、和議手続が又は破産を直ちに（同 no.
2857, 2858, 2860, 2861）。

破産は、經濟的に立て直しの見込みのない企業の場合に行われ企業を消滅せざるといふので、債務者は自己の
財産の管理処分権能 (administration) を剝奪され、裁判所が任命する管財人 (syndic) が債務者に代り、債務者の財
産の売却・債権取立及び債務の清済（売却代金・取立て金の分配 union）を行ふ制度である（同 no. 2790, 2813, 2911,
3017, 3240, 3241, 3245, 3246）。

和議手続は、これと対して、企業の立て直しが見込まれる場合に、企業の復興を目的として（同 no. 2916）行われる
の、管財人が債務者に代り財産を管理するのではないが、債務者は、管財人の補佐 (assistance) の下に、自己
行為するものである（同 no. 2790, 3017, 3063）。この手続は、和議 (concordat majoritaire ou judiciaire) によつ
終つて、債務者は再び財産の完全な管理権を回復することができる（同 no. 2813, 3214, 3228）。

この両手続において、債権者は団体 (masse) を形成し、これは判例により法人と解されどもが、その職務は和議

申請の場合は和議手続に墜るべし (E no. 2817)°

(o) art. 99 al. 1 de la loi no. 67—563 du 13 juillet 1967.

(4) 国法 art. 99 al. 3.

(5) 法律上の会社指揮者レジストル *président, directeur général, membre du conseil d'administration ou du directoire* トアベ *membre du conseil du surveillance* トアベスル (RIPERT et ROBLOT, op. cit., no. 1380)°

(6) 事実上の会社指揮者レジストル *法律上の機関を操る者の他* 法律上の機関が存つたるか否か事実上經營 *gérer* トアベ *レジストル* (RIPERT et ROBLOT, op. cit., no. 1380)°

(7) art. 98 de la loi no. 67—563 du 13 juillet 1967.

(8) BÉJOT, op. cit., p. 189.

(9) ibid.

2 破産又は和議手続の伸張

一九六七年七月十三日法第101⁽¹⁾条によれば¹ 法人形骸を用ひ (sous le couvert de la personne morale)、個人的利益の為に商行為 (actes de commerce) を行ふ 又は² 会社財産を自己の益産の如く処分し、又は³ 法人の支払停止にしかなら得なら赤字超過を自己個人の利益の為に過りに追求したるかの、法律上及び事実上の会社指揮者 (dirigeant) は、法人の破産又は和議手続の場合に個人的に和議手続又は破産を宣告され得る。この場合、会社の指揮者の債務には自己の個人的債務のみならず、法人の債務も含まれることになる。

これは、従属会社債務の負担と同様、従属会社の法律上、事実上の会社指揮者たる支配会社に大変な威嚇となる。これらのは、従属会社の破産又は和議手続の場合、支配会社は自分が支払停止の状態にない場合にも、和議手続又は破産を宣せらるるに及ぶことなるからである。

(1) art. 101 de la loi no. 67—563 du 13 juillet 1967.

(2) 国法 art. 101 al. 2; RIPERT et ROBLOT II op. cit., no. 3289.

VI 会社の財産及び信用の濫用

一九六六年七月一日改正法第二百二十九條は、次の如きな趣旨を規定する。《取締役等 (le président, les administrateur ou les directeurs généraux) が、個人的目的 (à des fins personnelles) による直接間接の関与する他会社によっては他企業を利する目的で、故意 (de mauvaise foi)、会社の財産又は信用 (bien ou crédit) を会社の利益に反して使用した場合は、一年から五年の懲罰 (emprisonnement) 及び一千から四万フランの罰金 (amende)、⁽¹⁾ 又は二年から五年の一方の刑罰を課す。⁽²⁾》

ハノドリの場合、会社利益に反する使用 (usage contraire à l'intérêt social) は、判例によれば必ず解説されており、損害が会社に現実に現われたりしなければ、損害発生の危険が生ずれば足りる解説である。⁽³⁾ 次に、個人的目的 (à des fins personnelles) は、取締役の個人的利益の為 (dans son intérêt personnel) の意で、金銭的利益のみならず精神的益 (intérêt moral) も含む。⁽⁴⁾ 取締役が自己の直接間接の關与する他会社又は他企業を利用する目的で行為する場合、要件をみだらば、この場合の個人的利益が追求されれば可なりあり、ただそれが見えたからだらば認められない。⁽⁵⁾ 又、故意 (de mauvaise foi) は、故意 (intention connaissance) 理論をへり、関係者が行為の損害の結果を認識しておれば足りる解説である。

ハノドリのハノードルは属する複数の会社間の關係に於ては、この構成要件は、直接間接の關係に於ては、この場合、行為の瑕疵が株主総会決議による治癒されたる所のものであるが、局外株主は民事的に損害賠償を請求するに同時に告訴して取締役を処罰せらるるが如く、局外株主の有力な武器の一つとなる。

(1) art. 437, 3° de la loi n° 66—537 du 24 juillet 1966.

(2) HÉMARD, TERRÉ et MABILAT, II, op. cit., no. 1270, p.1007; BÉJOT, op. cit., p.162.

- (ω) 例えども、取締役が人に感謝されたへ思ふ、会社の費用やその人に恩恵を施す場合、資金を流用して選舉上の利益 (inté-
rêts électoraux) に心を配る場合、他人との関係を良好に保つこと欲する場合、等が含まれる (HÉMARD, TERRÉ
et MABILAT, II, op. cit., no. 1274)°
- (♩) HÉMARD, TERRÉ et MABILAT, II, op. cit., no. 1275.
- (ω) BÉJOT, op. cit., p. 163; 「X' de mauvaise foi は volontairement が構成される (HÉMARD, TERRÉ
et MABILAT, II, op. cit., no. 1273)°
- (ω) HÉMARD, TERRÉ et MABILAT, II, op. cit., no. 1271.
- (♩) BÉJOT, op. cit., p. 163.

(ソニヤ・モリス=本部監修)

